

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年九月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点、五百分の一及び千分の一地形図並びに路線）
- 二 測量の地域 葛城市竹内地区及び當麻地区
- 三 測量の期間 平成二十九年六月十四日から平成三十年一月三十一日まで